

個人情報保護委員会環境配慮の方針

令和3年5月14日
個人情報保護委員会事務局

1. はじめに

政府は、環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにするため、平成12年12月22日に「環境基本計画－環境の世紀への道しるべ－」（以下「環境基本計画」という。）を閣議決定した。

環境基本計画では、持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員であるすべての主体が環境に対する自らの責任を自覚し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に環境負荷を可能な限り低減させていくことが必要とされており、特に、関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図ることとされている。

これを受け、個人情報保護委員会としても、以下のとおり「個人情報保護委員会環境配慮の方針」を明らかにし、環境に配慮した取組を推進していくこととする。

2. 環境に配慮した取組の推進

個人情報保護委員会はこれまで、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境への負担が少ない物品等を積極的に調達（グリーン調達）してきた。今後とも以下のような環境に配慮した取組を推進していくこととする。

(1) グリーン調達の推進

- ・グリーン購入法に基づき個人情報保護委員会において毎年定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に従い、グリーン調達を推進する。

(2) 自転車等の効率的利用

- ・自転車や公共交通機関による移動を奨励する。

(3) 用紙類の使用量の削減

- ・電子メールや電子掲示板等の積極的な活用によりペーパーレス化を推進する。
- ・両面印刷、両面コピーの徹底等を図る。
- ・使用済みの封筒の再利用の徹底を図る。

(4) ゴミの分別やリサイクルの推進

- ・コピー機やプリンターのトナーカートリッジの回収を推進する。
- ・廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制、再利用、再使用に努める。

(5) エネルギー使用量の抑制

- ・夏季における執務室、委員会内会議での軽装を励行する。
- ・残業時において照明が必要な箇所以外では消灯する。
- ・近隣階へのエレベーター使用を自粛し、極力階段を利用する。

3. 職員に対する環境についての周知等

- ・職員に対する環境保全関連行事への参加を奨励する。
- ・本方針を電子掲示板に掲載し、全職員に対して周知を図る。

4. 推進体制

- (1) 個人情報保護委員会内に地球環境問題対策推進連絡会議を設置し、本方針の推進を図るとともに、毎年度、進捗状況の点検を行い、本方針の必要な見直しを行う。その結果については、個人情報保護委員会ホームページで逐次公表する。
- (2) 個人情報保護委員会地球環境問題対策推進連絡会議の構成
- | | |
|-----|--------|
| 議 長 | 次長 |
| 構成員 | 総務課長 |
| | 総務課企画官 |